

別表第六 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	204,600	265,400	316,200	408,000	542,500
	2	206,800	268,500	319,600	410,500	545,600
	3	209,000	271,600	323,100	413,000	548,800
	4	211,200	274,700	326,600	415,500	552,000
	5	213,300	277,800	330,200	418,100	555,100
	6	215,500	280,600	333,700	420,600	557,600
	7	217,700	283,400	337,200	423,100	560,100
	8	219,900	286,100	340,700	425,600	562,600
	9	222,200	288,900	344,300	427,900	565,000
	10	224,600	291,800	347,600	430,400	566,900
	11	227,000	294,700	350,900	432,900	568,800
	12	229,400	297,600	354,200	435,400	570,700
	13	231,700	300,200	357,500	437,200	572,500
	14	234,100	302,800	360,000	439,500	574,000
	15	236,500	305,300	362,600	441,900	575,500
	16	238,900	307,800	365,200	444,200	577,000
	17	241,100	310,200	367,900	446,600	578,500
	18	244,200	313,000	370,200	449,000	579,500
	19	247,300	315,800	372,500	451,400	580,500
	20	250,400	318,600	374,800	453,800	581,500
	21	253,500	321,200	377,000	456,300	582,600
	22	256,600	324,000	379,100	458,700	
	23	259,700	326,800	381,200	461,100	
	24	262,800	329,600	383,300	463,500	
	25	265,800	332,100	385,300	465,900	
	26	268,800	334,600	387,200	467,700	
	27	271,800	337,100	389,100	469,900	
	28	274,800	339,600	391,000	472,100	
29	277,800	342,000	393,000	474,300		

30	280,500	344,200	394,800	476,600
31	283,200	346,400	396,600	478,800
32	285,900	348,600	398,400	481,000
33	288,500	350,900	400,200	483,000
34	291,400	353,200	402,000	485,200
35	294,200	355,500	403,800	487,500
36	297,000	357,800	405,600	489,800
37	299,800	359,900	407,200	492,000
38	302,100	362,000	408,900	494,000
39	304,400	364,100	410,600	496,000
40	306,700	366,100	412,300	498,000
41	308,900	368,100	413,700	500,100
42	310,100	370,000	415,300	502,000
43	311,300	371,900	416,900	503,900
44	312,500	373,800	418,500	505,800
45	313,600	375,800	419,900	507,800
46	314,800	377,600	421,500	509,600
47	316,000	379,400	423,100	511,500
48	317,200	381,200	424,700	513,400
49	318,200	383,100	426,300	515,200
50	319,300	384,900	427,600	517,000
51	320,400	386,700	428,900	518,900
52	321,500	388,500	430,200	520,800
53	322,700	389,900	431,000	522,700
54	323,800	391,400	432,000	524,400
55	324,900	392,900	432,900	526,100
56	326,000	394,500	433,800	527,800
57	327,100	395,900	434,800	529,500
58	328,200	397,300	435,700	530,800
59	329,300	398,800	436,700	532,100
60	330,300	400,300	437,600	533,400
61	331,400	401,700	438,500	534,700
62	332,500	403,200	439,500	535,700
63	333,600	404,700	440,600	536,700
64	334,700	406,200	441,700	537,700
65	335,700	407,200	442,600	538,500
66	336,800	408,300	443,600	539,400
67	337,900	409,400	444,600	540,300
68	339,000	410,500	445,600	541,200

	69	340,000	411,500	446,600	542,100	
	70	341,100	412,400	447,600	542,900	
	71	342,200	413,300	448,600	543,800	
	72	343,300	414,100	449,600	544,700	
	73	344,000	415,000	450,700	545,600	
	74	345,000	415,900	451,700	546,500	
	75	346,000	416,700	452,700	547,400	
	76	347,000	417,600	453,700	548,300	
	77	348,100	418,300	454,600	549,200	
	78	349,100	418,900	455,200		
	79	350,100	419,500	455,900		
	80	351,100	420,100	456,600		
	81	352,100	420,400	457,400		
	82	353,100	421,000	458,100		
	83	354,100	421,600	458,800		
	84	355,100	422,200	459,500		
	85	355,700	422,600	460,000		
	86	356,300	423,200	460,700		
	87	356,900	423,800	461,400		
	88	357,500	424,400	462,100		
	89	358,200	424,900	462,600		
	90	358,700	425,500			
	91	359,100	426,100			
	92	359,600	426,700			
	93	360,100	427,000			
	94	360,500	427,500			
	95	361,000	428,000			
	96	361,500	428,500			
	97	362,100	429,100			
	98	362,600	429,600			
	99	363,100	430,100			
	100	363,600	430,600			
	101	364,000	431,000			
	102	364,500	431,500			
	103	365,000	432,000			
	104	365,500	432,500			
	105	366,000	433,100			
	106	366,500				

	107	367,000				
	108	367,500				
	109	368,100				
	110	368,600				
	111	369,100				
	112	369,600				
	113	370,200				
	114	370,700				
	115	371,200				
	116	371,700				
	117	372,100				
	118	372,600				
	119	373,100				
	120	373,600				
	121	373,900				
	122	374,400				
	123	374,900				
	124	375,400				
	125	375,800				
	126	376,300				
	127	376,800				
	128	377,300				
	129	377,800				
再任用職員		285,600	297,400	319,700	405,400	542,500

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表（二）

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	171,100	205,800	265,400

	2	173,700	207,900	268,500
	3	176,300	210,000	271,600
	4	179,000	212,100	274,700
	5	181,700	214,000	277,800
	6	184,500	216,100	280,700
	7	187,300	218,200	283,600
	8	190,200	220,300	286,400
	9	193,100	222,500	289,100
	10	196,100	224,900	292,000
	11	199,000	227,300	294,900
	12	201,900	229,700	297,800
	13	204,600	231,900	300,200
	14	206,300	234,200	302,800
	15	208,000	236,500	305,300
	16	209,700	238,800	307,800
	17	211,400	241,200	310,400
	18	213,200	244,300	313,600
	19	215,000	247,400	316,800
	20	216,800	250,500	320,000
	21	218,700	253,500	323,000
	22	220,700	256,600	326,100
	23	222,700	259,700	329,200
	24	224,700	262,800	332,300
	25	226,500	265,800	335,500
	26	228,500	268,800	338,500
	27	230,500	271,800	341,500
	28	232,500	274,800	344,500
	29	234,300	277,800	347,400
	30	236,300	280,300	350,000
	31	238,300	282,800	352,600
	32	240,300	285,300	355,200
	33	242,300	287,700	357,800
	34	244,400	290,300	360,000
	35	246,500	292,800	362,300
	36	248,600	295,300	364,600
	37	250,600	297,600	366,900
	38	252,600	300,100	369,200
	39	254,600	302,600	371,500
	40	256,600	305,100	373,800

41	258,400	307,500	376,100
42	259,800	309,900	378,200
43	261,200	312,300	380,300
44	262,600	314,700	382,400
45	263,900	316,900	384,400
46	265,200	319,400	386,400
47	266,400	321,900	388,400
48	267,600	324,400	390,400
49	268,700	326,900	392,200
50	270,000	329,300	394,000
51	271,300	331,600	395,800
52	272,600	334,000	397,600
53	273,800	336,300	398,800
54	275,000	338,300	400,500
55	276,200	340,300	402,200
56	277,400	342,300	403,900
57	278,500	344,300	405,400
58	279,900	346,300	407,100
59	281,300	348,300	408,800
60	282,700	350,300	410,500
61	283,900	352,200	412,000
62	285,300	354,100	413,600
63	286,700	356,000	415,200
64	288,100	357,900	416,800
65	289,300	359,900	418,200
66	290,600	361,800	419,200
67	291,900	363,700	420,200
68	293,200	365,500	421,200
69	294,600	367,200	422,200
70	295,700	369,000	423,200
71	296,800	370,800	424,300
72	297,900	372,600	425,300
73	299,100	374,200	426,000
74	300,200	375,800	426,900
75	301,300	377,400	427,900
76	302,400	379,000	428,900
77	303,300	380,700	429,900
78	304,300	382,400	430,900

79	305,300	384,100	431,900
80	306,300	385,800	432,900
81	307,100	387,400	433,600
82	308,000	389,000	434,500
83	308,900	390,600	435,400
84	309,800	392,200	436,200
85	310,600	393,300	437,200
86	311,400	394,600	438,100
87	312,200	396,000	439,000
88	313,100	397,400	439,900
89	314,000	398,700	440,700
90	314,800	399,900	441,300
91	315,600	401,000	441,900
92	316,400	402,200	442,400
93	317,100	403,200	442,900
94	317,800	404,300	443,500
95	318,500	405,400	444,100
96	319,200	406,500	444,700
97	319,600	407,400	445,100
98	320,000	408,400	445,700
99	320,400	409,400	446,300
100	320,800	410,400	446,900
101	321,100	411,200	447,300
102	321,600	412,200	
103	322,000	413,200	
104	322,400	414,200	
105	322,800	414,900	
106	323,300	415,700	
107	323,800	416,600	
108	324,300	417,500	
109	324,700	418,500	
110	325,200	419,400	
111	325,700	420,300	
112	326,200	421,200	
113	326,500	422,000	
114	327,000	422,600	
115	327,500	423,200	
116	328,000	423,800	

	117	328,300	424,300	
	118	328,700	424,900	
	119	329,200	425,500	
	120	329,700	426,100	
	121	330,000	426,300	
	122	330,500	426,900	
	123	331,000	427,500	
	124	331,500	428,100	
	125	331,700	428,500	
	126	332,200		
	127	332,700		
	128	333,200		
	129	333,400		
	130	333,900		
	131	334,400		
	132	334,800		
	133	335,000		
	134	335,500		
	135	336,000		
	136	336,500		
	137	336,800		
	138	337,200		
	139	337,600		
	140	338,000		
	141	338,500		
再任用職員		249,900	296,800	314,600

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以		円	円	円	円	円	円

外の 職員	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300	531,200
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200	534,300
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100	537,500
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900	540,700
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300	543,900
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100	546,300
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900	548,800
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600	551,300
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300	553,800
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100	555,600
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900	557,500
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700	559,400
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600	561,200
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400	562,600
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200	564,000
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000	565,400
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,500	566,600
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,100	567,500
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	441,700	568,400
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	444,300	569,300
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	446,900	570,300
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	449,500	
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	452,100	
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	454,700	
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	457,100	
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	459,600	
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	462,200	
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	464,700	
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	467,200	
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	469,800	
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	472,400	
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	475,000	
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	477,300	
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	479,800	
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	482,300	
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	484,800	
	37	199,800	274,700	356,700	402,600	487,300	

38	201,700	276,600	358,100	404,100	489,800
39	203,600	278,500	359,500	405,500	492,300
40	205,500	280,400	360,900	406,900	494,800
41	207,500	282,100	361,900	408,300	497,200
42	209,400	283,400	363,100	409,700	499,500
43	211,300	284,700	364,400	411,200	501,800
44	213,200	286,000	365,600	412,800	504,100
45	215,100	287,000	366,900	414,200	506,100
46	217,100	288,300	368,200	415,700	507,700
47	219,100	289,600	369,500	417,300	509,300
48	221,100	290,900	370,800	418,900	510,900
49	222,900	292,300	371,900	420,200	512,600
50	224,900	293,600	373,200	421,700	514,100
51	226,900	294,900	374,500	423,200	515,500
52	228,900	296,200	375,800	424,700	517,000
53	230,700	297,400	376,500	426,100	518,300
54	232,700	298,700	377,500	427,500	519,500
55	234,700	300,000	378,500	428,900	520,700
56	236,700	301,300	379,500	430,300	521,900
57	238,400	302,400	380,400	431,500	523,000
58	239,900	303,600	381,200	432,900	524,000
59	241,300	304,800	381,900	434,300	525,000
60	242,800	306,000	382,600	435,700	526,000
61	244,100	307,100	383,200	436,600	527,100
62	245,500	308,200	384,000	437,600	528,000
63	246,900	309,300	384,900	438,600	528,900
64	248,300	310,400	385,800	439,600	529,800
65	249,800	311,600	386,500	440,500	530,700
66	251,200	312,700	387,300	441,400	531,600
67	252,600	313,800	388,100	442,300	532,500
68	254,000	314,900	388,900	443,200	533,400
69	255,300	316,100	389,500	443,800	534,400
70	256,800	317,200	390,200	444,700	535,300
71	258,300	318,300	390,900	445,600	536,200
72	259,800	319,400	391,600	446,500	537,100
73	261,200	320,300	392,300	447,200	538,100
74	262,600	321,400	393,000		
75	264,000	322,500	393,700		
76	265,400	323,600	394,400		

77	266,500	324,700	395,200			
78	267,800	325,700	395,800			
79	269,100	326,700	396,500			
80	270,400	327,700	397,200			
81	271,800	328,800	397,900			
82	273,100	329,600	398,600			
83	274,400	330,300	399,300			
84	275,700	331,100	400,000			
85	276,900	331,700	400,500			
86	278,200	332,200	401,200			
87	279,500	332,700	401,900			
88	280,800	333,200	402,600			
89	281,900	333,500	403,000			
90	283,100	334,000				
91	284,300	334,500				
92	285,500	335,000				
93	286,600	335,300				
94	287,600	335,800				
95	288,600	336,300				
96	289,600	336,800				
97	290,200	337,400				
98	291,100	337,900				
99	292,000	338,400				
100	292,900	338,900				
101	293,800	339,400				
102	294,500	339,900				
103	295,200	340,400				
104	295,900	340,900				
105	296,700	341,400				
106	297,200	341,900				
107	297,700	342,400				
108	298,200	342,900				
109	298,400	343,500				
110	298,800	344,000				
111	299,100	344,500				
112	299,400	345,000				
113	299,800	345,600				
114	300,100	346,100				

	115	300,400	346,600				
	116	300,700	347,100				
	117	301,000	347,600				
	118	301,400	348,100				
	119	301,800	348,600				
	120	302,200	349,100				
	121	302,500	349,500				
再任用職員		215,700	261,200	286,900	330,100	389,800	531,200

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八口及びハを次のように改める。

ロ 医療職俸給表（二）

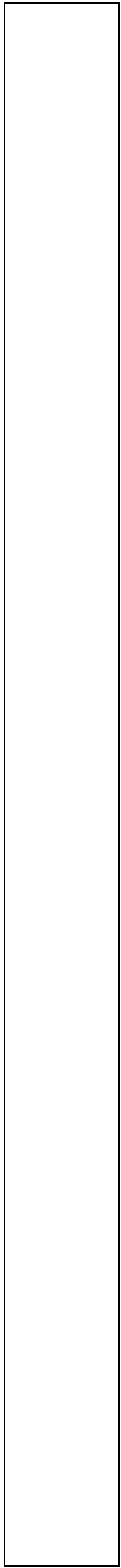
職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
再任用職員以外の職員	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,200
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	398,500
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	400,700
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,000
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	405,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	407,100
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	409,200
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	411,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	413,300
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	415,300
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	417,400
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	419,500
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	421,300
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	422,900
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	424,500
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	426,100
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300	427,600

	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100	428,900
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900	430,200
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700	431,500
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500	432,900
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000	434,200
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700	435,500
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400	436,700
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900	437,900
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200	439,200
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500	440,500
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800	441,800
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900	443,100
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100	443,900
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200	444,700
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400	445,500
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200	446,100
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000	446,900
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800	447,700
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600	448,500
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100	449,100
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800	449,900
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500	450,700
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200	451,500
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000	452,100
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700	452,900
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400	453,700
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100	454,500
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700	457,300
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400	
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100	
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800	
	57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400	
	58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100	
	59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800	
	60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500	
	61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800	
	62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400	
	63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100	
	64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800	
	65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300	
	66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400		
	67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100		
	68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800		
	69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300		
	70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900		
	71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500		
	72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100		
	73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700		
	74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300		
	75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900		
	76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500		

	77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000		
	78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600		
	79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200		
	80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800		
	81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500		
	82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100		
	83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700		
	84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300		
	85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000		
	86		291,900	328,500	350,300			
	87		292,100	328,800	350,700			
	88		292,300	329,200	351,100			
	89		292,700	329,600	351,500			
	90		292,900	330,000	351,900			
	91		293,100	330,400	352,300			
	92		293,300	330,800	352,600			
	93		293,700	331,300	353,000			
	94		293,900	331,600	353,400			
	95		294,100	332,000	353,800			
	96		294,400	332,400	354,100			
	97		294,800	332,600	354,600			
	98		295,100	333,000	355,000			
	99		295,400	333,400	355,400			
	100		295,700	333,800	355,800			
	101		296,000	334,000	356,300			
	102		296,300	334,400	356,700			
	103		296,600	334,800	357,100			
	104		296,900	335,000	357,500			
	105		297,200	335,100	358,000			
	106			335,500				
	107			335,900				
	108			336,300				
	109			336,500				
	110			336,900				
	111			337,300				
	112			337,700				
	113			337,900				
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000

8 級
俸給月額
円
442,800
445,400

448,000
450,600
453,200
455,800
458,400
461,000
463,500
466,000
468,600
471,200
473,700
475,200
476,600
478,100
479,700
481,200
482,700
484,200
485,700
487,200
488,700
490,200
491,800
493,300
494,800
496,300
497,900
499,100
500,300
501,500
502,800
503,800
504,800
505,800
506,800



432,700

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表（三）

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
再任用職員以外の職員	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	388,700
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	393,500
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	395,800
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	397,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	400,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	402,200
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	404,600
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	406,700
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	408,800
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	411,000
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	413,200
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	415,300
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	417,500
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	419,700
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	421,900
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000	423,800
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100	425,700
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200	427,600
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300	429,500
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300	431,300
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000	433,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900	434,700
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800	436,300
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700	437,600
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600	439,200
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500	440,800
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400	442,400
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100	444,100
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800	445,700
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600	447,300
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400	448,900
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000	450,300
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800	451,800
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600	453,300
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400	454,800
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000	456,100
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700	457,000

	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400	457,900
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000	458,800
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500	459,800
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100	460,700
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600	461,600
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200	462,500
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800	463,500
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400	464,200
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000	465,000
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600	465,800
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100	466,700
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600	467,500
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	436,100	468,300
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600	469,100
	57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700	470,000
	58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600	
	59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500	
	60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400	
	61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300	
	62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200	
	63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100	
	64	248,400	279,200	320,700	346,900	384,100	442,000	
	65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900	
	66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700	
	67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500	
	68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300	
	69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100	
	70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900		
	71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600		
	72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300		
	73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000		
	74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600		
	75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200		
	76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800		
	77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200		
	78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800		
	79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400		
	80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000		
	81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500		
	82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100		
	83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700		
	84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300		
	85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800		
	86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400		
	87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000		
	88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600		
	89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000		
	90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500		
	91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100		
	92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700		

	93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200		
	94	283,600	317,800	352,300	371,200			
	95	284,600	318,500	353,000	371,700			
	96	285,600	319,100	353,700	372,200			
	97	286,500	319,800	354,200	372,800			
	98	287,300	320,200	354,700	373,300			
	99	288,100	320,900	355,200	373,800			
	100	289,000	321,600	355,700	374,300			
	101	289,800	322,000	356,200	374,900			
	102	290,600	322,600	356,700	375,400			
	103	291,400	323,200	357,200	375,900			
	104	292,200	323,800	357,700	376,300			
	105	292,900	324,200	358,000	376,900			
	106	293,400	324,700	358,500	377,400			
	107	293,900	325,200	359,000	377,900			
	108	294,400	325,700	359,500	378,400			
	109	294,600	326,100	360,000	379,000			
	110	295,000	326,500	360,500	379,500			
	111	295,200	326,900	361,000	380,000			
	112	295,600	327,300	361,500	380,500			
	113	295,900	327,700	362,000	381,100			
	114	296,200	328,100	362,500				
	115	296,600	328,500	363,000				
	116	296,900	328,800	363,400				
	117	297,200	329,100	363,800				
	118	297,500	329,500	364,300				
	119	297,800	329,900	364,800				
	120	298,200	330,300	365,300				
	121	298,500	330,500	365,700				
	122	298,900	330,900	366,200				
	123	299,300	331,300	366,700				
	124	299,700	331,700	367,200				
	125	299,900	331,900	367,600				
	126	300,200	332,200					
	127	300,600	332,600					
	128	301,000	332,900					
	129	301,200	333,000					
	130	301,600	333,400					
	131	302,000	333,800					
	132	302,400	334,200					
	133	302,600	334,500					
	134	303,000	334,900					
	135	303,400	335,300					
	136	303,800	335,700					
	137	304,000	336,000					
	138	304,300	336,400					
	139	304,700	336,800					
	140	305,100	337,200					
	141	304,300	337,500					
	142	305,700	337,900					
	143	306,100	338,300					

	144	306,400	338,700					
	145	306,500	339,000					
	146	306,900	339,400					
	147	307,300	339,800					
	148	307,700	340,200					
	149	307,900	340,500					
	150	308,200	340,900					
	151	308,500	341,300					
	152	308,800	341,700					
	153	309,200	342,000					
	154	309,500						
	155	309,700						
	156	310,000						
	157	310,400						
	158	310,700						
	159	311,000						
	160	311,300						
	161	311,700						
	162	312,000						
	163	312,300						
	164	312,600						
	165	313,000						
	166	313,300						
	167	313,600						
	168	313,900						
	169	314,300						
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九から別表第十一までを次のように改める。

別表第九 福祉職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号俸 俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	148,600	198,700	247,100	271,400	320,600	366,200
	2	149,800	200,500	249,000	273,600	322,900	368,800
	3	151,000	202,300	250,900	275,800	325,200	371,400
	4	152,200	204,100	252,800	278,000	327,500	374,000

	5	153,200	205,800	254,400	280,200	329,800	376,300
	6	154,700	207,600	256,200	282,500	331,900	378,800
	7	156,100	209,400	258,000	284,800	334,100	381,300
	8	157,500	211,200	259,900	287,100	336,300	383,800
	9	158,800	213,100	261,400	289,200	338,600	386,400
	10	160,200	214,600	263,200	291,500	340,800	389,100
	11	161,600	216,100	265,000	293,800	343,000	391,800
	12	163,100	217,600	266,700	296,100	345,200	394,500
	13	164,600	219,200	268,300	298,200	347,200	397,100
	14	166,100	220,800	270,200	300,500	349,300	399,400
	15	167,600	222,400	272,100	302,800	351,400	401,700
	16	169,100	224,000	274,000	305,100	353,500	404,100
	17	170,700	225,600	275,800	307,300	355,500	406,000
	18	172,500	227,300	277,700	309,600	357,500	408,000
	19	174,200	229,000	279,600	311,900	359,500	409,900
	20	175,900	230,700	281,500	314,200	361,400	411,800
	21	177,500	232,100	283,200	316,400	363,500	413,700
	22	179,200	233,900	285,000	318,600	365,400	415,500
	23	180,900	235,700	286,800	320,800	367,400	417,400
	24	182,600	237,500	288,600	323,000	369,400	419,400
	25	184,200	239,100	290,500	325,200	371,500	421,300
	26	186,000	241,000	292,300	327,300	373,500	422,800
	27	187,800	242,900	294,100	329,400	375,500	424,400
	28	189,600	244,800	295,900	331,400	377,500	426,000
	29	191,400	246,400	297,600	333,500	379,100	427,600
	30	192,900	248,200	299,300	335,600	380,900	428,900
	31	194,400	249,900	301,000	337,700	382,700	430,200
	32	195,900	251,700	302,700	339,800	384,400	431,500
	33	197,400	253,400	304,400	341,700	386,200	432,700
	34	198,700	255,100	306,000	343,700	387,600	434,000
	35	200,000	256,800	307,600	345,700	389,200	435,300
	36	201,300	258,500	309,200	347,700	390,800	436,500
	37	202,700	260,100	310,900	349,400	392,400	437,800
	38	204,100	262,000	312,500	351,300	393,600	438,700
	39	205,500	263,900	314,100	353,200	394,800	439,600
	40	206,900	265,700	315,700	355,100	396,000	440,500
	41	208,100	267,400	317,300	357,000	397,100	441,100
	42	209,400	269,100	318,900	358,800	398,300	441,900
	43	210,700	270,800	320,500	360,600	399,500	442,600

44	212,000	272,500	322,100	362,300	400,700	443,400
45	213,100	274,200	323,400	364,200	401,400	444,200
46	214,400	275,900	324,600	365,600	402,100	445,000
47	215,700	277,600	325,800	367,100	402,800	445,800
48	217,000	279,300	327,000	368,600	403,500	446,600
49	218,100	280,900	328,100	369,700	404,200	447,200
50	219,400	282,500	329,100	370,800	404,900	448,000
51	220,700	284,100	330,000	371,900	405,600	448,800
52	222,000	285,700	331,000	373,000	406,300	449,600
53	222,900	287,400	331,900	374,000	407,100	450,200
54	224,200	288,900	332,700	374,600	407,800	451,000
55	225,400	290,400	333,500	375,400	408,500	451,800
56	226,700	291,900	334,300	376,200	409,200	452,600
57	227,700	293,500	334,900	377,100	409,800	453,200
58	228,900	295,000	335,500	377,900	410,500	454,000
59	230,100	296,500	336,100	378,700	411,200	454,800
60	231,300	298,000	336,600	379,500	411,900	455,600
61	232,500	299,300	337,100	380,400	412,500	456,200
62	233,700	300,800	337,400	381,100	413,200	
63	234,900	302,300	338,000	381,800	413,900	
64	236,100	303,800	338,600	382,500	414,600	
65	237,300	305,100	338,900	382,900	414,900	
66	238,500	306,400	339,400	383,500	415,500	
67	239,700	307,700	339,900	384,200	416,200	
68	240,900	309,000	340,400	384,900	416,900	
69	241,900	310,000	340,900	385,400	417,400	
70	243,000	311,200	341,400	386,100	418,100	
71	244,100	312,400	341,900	386,800	418,800	
72	245,200	313,600	342,400	387,500	419,500	
73	246,100	314,900	342,700	388,000	420,000	
74	247,200	315,600	343,200	388,700	420,700	
75	248,300	316,300	343,700	389,400	421,400	
76	249,400	317,000	344,200	390,100	422,100	
77	250,400	317,800	341,600	390,500	422,600	
78	251,400	318,500	345,100	391,200		
79	252,400	319,200	345,600	391,900		
80	253,400	319,900	346,100	392,600		
81	254,400	320,200	346,300	393,100		

82	255,400	320,600	346,800	393,800		
83	256,400	321,200	347,300	394,500		
84	257,400	321,500	347,800	395,200		
85	258,300	322,000	348,100	395,400		
86	259,200	322,300	348,400	396,100		
87	260,100	322,700	349,100	396,800		
88	261,000	323,000	349,600	397,500		
89	261,700	323,500	349,900	398,000		
90	262,500	323,900	350,300	398,700		
91	263,300	324,200	350,700	399,400		
92	264,100	324,500	351,100	400,100		
93	264,800	325,000	351,400	400,600		
94	265,500	325,400				
95	266,100	325,800				
96	266,800	326,200				
97	267,500	326,600				
98	268,200	327,000				
99	268,900	327,400				
100	269,600	327,800				
101	270,100	328,100				
102	270,600	328,500				
103	271,100	328,800				
104	271,600	329,200				
105	271,700	329,600				
106	272,000	330,000				
107	272,300	330,400				
108	272,600	330,800				
109	273,000	331,200				
110	273,400	331,600				
111	273,800	332,000				
112	274,100	332,400				
113	274,400	332,800				
114	274,700	333,200				
115	275,000	333,600				
116	275,400	333,900				
117	275,700	334,000				
118	276,100	334,400				
119	276,500	334,800				
120	276,900	335,200				

	121	277,100	335,400				
	122	277,400					
	123	277,800					
	124	278,200					
	125	278,400					
	126	278,800					
	127	279,200					
	128	279,600					
	129	279,800					
	130	280,200					
	131	280,600					
	132	281,000					
	133	281,200					
	134	281,500					
	135	281,900					
	136	282,300					
	137	282,500					
	138	282,800					
	139	283,100					
	140	283,400					
	141	283,600					
	142	283,900					
	143	284,200					
	144	284,800					
	145	284,900					
	146	285,200					
	147	285,500					
	148	285,800					
	149	286,100					
	150	286,400					
	151	286,700					
	152	287,000					
	153	287,300					
再任用職員		199,600	243,100	257,700	291,900	319,100	361,600

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十 専門スタッフ職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	330,200	433,800	487,900
	2	332,300	438,200	493,600
	3	334,400	442,300	499,300
	4	336,500	446,500	504,800
	5	338,600	450,400	510,300
	6	340,700	454,300	515,600
	7	342,800	457,900	520,800
	8	344,900	461,500	525,700
	9	347,000	465,000	529,600
	10	349,100	468,400	532,500
	11	351,200	471,400	535,400
	12	353,300	474,200	538,100
	13	355,400	476,700	540,300
	14	357,400	479,100	542,400
	15	359,400	481,200	544,200
	16	361,400	483,000	546,000
	17	363,200	484,400	547,700
	18	365,100	485,800	549,300
	19	366,900	487,200	550,900
	20	368,700	488,600	552,500
	21	370,600	490,000	554,100
	22	372,500	491,300	
	23	374,400	492,600	
	24	376,300		
	25	378,200		
	26	380,000		
	27	381,800		
	28	383,600		
29	385,000			

	30	386,700		
	31	388,400		
	32	390,000		
	33	391,800		
	34	393,100		
	35	394,600		
	36	396,100		
	37	397,600		
	38	398,700		
	39	399,800		
	40	400,900		
	41	401,900		
	42	403,000		
	43	404,100		
	44	405,200		
	45	406,000		
	46	406,600		
	47	407,200		
	48	407,800		
	49	408,300		
	50	408,900		
	51	409,500		
	52	410,100		
	53	410,700		
	54	411,300		
	55	411,900		
	56	412,500		
	57	412,900		
	58	413,400		
	59	413,900		
	60	414,400		
	61	414,900		
	62	415,400		
	63	415,800		
	64	416,300		
	65	416,600		
	66	417,100		
	67	417,600		
	68	418,100		

	69	418,600		
	70	419,100		
	71	419,600		
	72	420,100		
	73	420,600		
	74	421,100		
	75	421,600		
	76	422,100		
	77	422,600		
再任用職員		328,600	431,800	487,700

備考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十一 指定職俸給表（第六条関係）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	720,000
2	776,000
3	834,000
4	912,000
5	984,000
6	1,055,000
7	1,129,000
8	1,198,000

備考 この表は、事務次官、外局長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸	給	月	額
				円	
1				398,000	
2				459,000	
3				522,000	
4				605,000	
5				704,000	
6				804,000	

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正)

第四条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号。以下「任期付職員法」という。）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸	給	月	額
				円	
1				375,000	
2				424,000	
3				477,000	
4				541,000	
5				617,000	
6				721,000	
7				844,000	

(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第一百十三号。以下「平成十七年改正法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては」を「表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が給与法附則第八項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後」に改め、同項第一号中「百分の九十九・五九」を「百分の九十九・一」に改め、同項第二号中「百分の九十九・四四」を「百分の九十八・九四」に改め、同項第三号中「百分の九十九・八三」を「百分の九十九・三四」に改める。

第六条 平成十七年改正法の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「には」の下に「、平成二十五年三月三十一日までの間」を、

「額）」の下に「からその半額（その額が一万円を超える場合にあっては、一万円）を減じた額」を加える。

第三章 一般職の国家公務員及び内閣総理大臣等の給与の臨時特例

（一般職給与法の特例）

第七条 この章の規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）においては、一般職給与法第六条第一項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）に対する俸給月額（平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給を含み、当該職員が一般職給与法附則第六項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額（同条の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は号俸	割合
行政職俸給表(一)	二級以下	百分の四・七七
	三級から六級まで	百分の七・七七
	七級以上	百分の九・七七
行政職俸給表(二)	三級以下	百分の四・七七
	四級以上	百分の七・七七
専門行政職俸給表	一級	百分の四・七七
	二級から四級まで	百分の七・七七
	五級以上	百分の九・七七
税務職俸給表	二級以下	百分の四・七七
	三級から六級まで	百分の七・七七
	七級以上	百分の九・七七
公安職俸給表(一)	三級以下	百分の四・七七
	四級から七級まで	百分の七・七七
	八級以上	百分の九・七七
公安職俸給表(二)	二級以下	百分の四・七七
	三級から六級まで	百分の七・七七
	七級以上	百分の九・七七
海事職俸給表(一)	二級以下	百分の四・七七
	三級から五級まで	百分の七・七七
	六級以上	百分の九・七七
海事職俸給表(二)	三級以下	百分の四・七七
	四級以上	百分の七・七七
教育職俸給表(一)	一級	百分の四・七七
	二級及び三級	百分の七・七七
	四級以上	百分の九・七七
教育職俸給表(二)	二級以下	百分の四・七七
	三級	百分の七・七七

研究職俸給表	二級以下	百分の四・七七
	三級及び四級	百分の七・七七
	五級以上	百分の九・七七
医療職俸給表(一)	一級	百分の四・七七
	二級	百分の七・七七
	三級以上	百分の九・七七
医療職俸給表(二)	二級以下	百分の四・七七
	三級から七級まで	百分の七・七七
	八級	百分の九・七七
医療職俸給表(三)	二級以下	百分の四・七七
	三級から六級まで	百分の七・七七
	七級	百分の九・七七
福祉職俸給表	一級	百分の四・七七
	二級以上	百分の七・七七
専門スタッフ職俸給表	一級	百分の七・七七
	二級以上	百分の九・七七
指定職俸給表	全ての号俸	百分の九・七七

- 2 平成二十四年三月三十一日において平成十七年改正法附則第十一条の規定の適用を受ける職員に対し、前項の規定を適用する場合において、当該職員の俸給月額から同項の減ずる額を減じた額が、同日における当該職員の俸給月額から、当該俸給月額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額（以下この項において「仮定額」という。）に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該職員の俸給月額と仮定額との差額に相当する額を同項の減ずる額とする。

俸給表	職務の級又は号俸	割合
行政職俸給表(一)	二級以下	百分の七・七七
	三級から六級まで	百分の九・七七
行政職俸給表(二)	三級以下	百分の七・七七
	四級以上	百分の九・七七
専門行政職俸給表	一級	百分の七・七七
	二級から四級まで	百分の九・七七
税務職俸給表	二級以下	百分の七・七七
	三級から六級まで	百分の九・七七
公安職俸給表(一)	三級以下	百分の七・七七
	四級から七級まで	百分の九・七七
公安職俸給表(二)	二級以下	百分の七・七七
	三級から六級まで	百分の九・七七
海事職俸給表(一)	二級以下	百分の七・七七
	三級から五級まで	百分の九・七七
海事職俸給表(二)	三級以下	百分の七・七七
	四級以上	百分の九・七七
教育職俸給表(一)	一級	百分の七・七七
	二級及び三級	百分の九・七七
教育職俸給表(二)	二級以下	百分の七・七七

研究職俸給表	三級	百分の九・七七
	二級以下	百分の七・七七
	三級及び四級	百分の九・七七
医療職俸給表(一)	一級	百分の七・七七
	二級	百分の九・七七
医療職俸給表(二)	二級以下	百分の七・七七
	三級から七級まで	百分の九・七七
医療職俸給表(三)	二級以下	百分の七・七七
	三級から六級まで	百分の九・七七
福祉職俸給表	一級	百分の七・七七
	二級以上	百分の九・七七
専門スタッフ職俸給表	一級	百分の九・七七

3 特例期間においては、一般職給与法に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 俸給の特別調整額 当該職員の俸給の特別調整額の月額に百分の十を乗じて得た額
- 二 専門スタッフ職調整手当 当該職員の専門スタッフ職調整手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- 三 地域手当 当該職員の俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する地域手当の月額に百分の十を乗じて得た額
- 四 広域異動手当 当該職員の俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する広域異動手当の月額に百分の十を乗じて得た額
- 五 研究員調整手当 当該職員の俸給月額に対する研究員調整手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の俸給の特別調整額に対する研究員調整手当の月額に百分の十を乗じて得た額
- 六 特地勤務手当 当該職員の俸給月額に対する特地勤務手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- 七 特地勤務手当に準ずる手当 当該職員の俸給月額に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- 八 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、百分の九・七七を乗じて得た額
- 九 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、百分の九・七七を乗じて得た額
- 十 一般職給与法第二十三条第一項から第五項まで又は第七項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
 - イ 一般職給与法第二十三条第一項 第一項及び前各号に定める額
 - ロ 一般職給与法第二十三条第二項又は第三項 第一項並びに第三号から第五号まで

及び第八号に定める額に百分の八十を乗じて得た額

ハ 一般職給与法第二十三条第四項 第一項及び第三号から第五号までに定める額に、同条第四項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 一般職給与法第二十三条第五項 第一項並びに第三号から第五号まで及び第八号に定める額に、同条第五項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 一般職給与法第二十三条第七項 第八号に定める額に百分の八十を乗じて得た額（同条第五項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

4 特例期間においては、一般職給与法第十五条から第十八条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、一般職給与法第十九条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、一般職給与法第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「三万四千九百円」とあるのは「三万六千六百円」と、「十万円」とあるのは「九万円」とする。

6 特例期間においては、一般職給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第一項、第二項、第三項第二号から第五号まで及び第八号から第十号まで並びに第四項の規定の適用については、第一項及び第二項中「俸給月額に、」とあるのは「俸給月額から一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額に、」と、第三項第二号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「専門スタッフ職調整手当の月額から一般職給与法附則第八項第二号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第三号中「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する地域手当の月額から一般職給与法附則第八項第三号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第四号中「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する広域異動手当の月額から一般職給与法附則第八項第四号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第五号中「俸給月額に対する研究員調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する研究員調整手当の月額から一般職給与法附則第八項第五号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第八号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から一般職給与法附則第八項第六号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第九号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から一般職給与法附則第八項第七号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第十号イ中「第一項及び前各号」とあるのは「第六項の規定により読み替えられた

第一項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「第一項並びに第三号から第五号まで及び第八号」とあるのは「第六項の規定により読み替えられた第一項並びに第三号から第五号まで及び第八号」と、同号ハ中「第一項及び第三号から第五号まで」とあるのは「第六項の規定により読み替えられた第一項及び第三号から第五号まで」と、同号ホ中「第八号」とあるのは「第六項の規定により読み替えられた第八号」と、第四項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から一般職給与法附則第十項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(国家公務員災害補償法の特例)

第八条 特例期間においては、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第四条第四項の規定に基づき計算される職員の平均給与額は、同項及び同項の人事院規則の規定にかかわらず、当該人事院規則において職員に対して現実に支給された給与の額を基礎として計算することとされている場合を除き、この章の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた給与の額を基礎として当該人事院規則の規定の例により計算した額とする。

(国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の特例)

第九条 特例期間においては、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条第一項の規定の適用については、同項中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額（これらの給与のうち、一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律（平成二十三年法律第▼▼▼号）第七条第一項から第三項まで（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の特例)

第十条 特例期間においては、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。以下「育児休業法」という。）第二十六条第二項の規定の適用については、同項中「給与法第十九条」とあるのは、「一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律（平成二十三年法律第▼▼▼号）第七条第四項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合又は同法第十二条第三項若しくは第十三条第三項において準用する場合を含む。）」とする。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の特例)

第十一条 特例期間においては、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第二十条第三項の規定の適用については、同項中「同法第十九条」とあるのは、「一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律（平成二十三年法律第▼▼▼号）第七条第四項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合又は同法第十二条第三項若しくは第十三条第三項において準用する場合を含む。）」とする。

(任期付研究員法の特例)

第十二条 特例期間においては、任期付研究員法の適用を受ける職員に対する俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であって、その号俸が一号俸から三号俸までのもの及び同条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員 百分の七・七七

二 任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であって、その号俸が四号俸以上のもの及び同条第四項の規定による俸給月額を受ける職員 百分の九・七七

2 特例期間においては、任期付研究員法第六条第五項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額から俸給月額に一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律（平成二十三年法律第▼▼▼号）第十二条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

3 特例期間においては、第七条第三項第三号から第八号まで及び第十号並びに第四項の規定は、任期付研究員法の適用を受ける職員に対する地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、期末手当及び一般職給与法第二十三条第一項から第五項まで又は第七項の規定により支給される給与の支給並びに勤務一時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第七条第三項第三号中「当該職員の支給減額率」とあるのは「第十二条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）」と、同項第十号イ中「第一項及び前各号」とあるのは「第十二条第一項及び同条第三項において準用する第三号から第八号まで」と、同号ロ及びニ中「第一項並びに第三号から第五号まで及び第八号」とあるのは「第十二条第一項並びに同条第三項において準用する第三号から第五号まで及び第八号」と、同号ハ中「第一項及び第三号から第五号まで」とあるのは「第十二条第一項及び同条第三項において準用する第三号から第五号まで」と、同号ホ中「第八号」とあるのは「第十二条第三項において準用する第八号」と読み替えるものとする。

(任期付職員法の特例)

第十三条 特例期間においては、任期付職員法の適用を受ける職員であって、任期付職員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用されたものに対する俸給月額の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であって、その号俸が一号俸から四号俸までのもの 百分の七・七七

二 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であって、その号

俸が五号俸以上のもの及び同条第三項の規定による俸給月額を受ける職員 百分の九・七七

2 特例期間においては、任期付職員法第七条第四項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額から俸給月額に一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律（平成二十三年法律第▼▼▼号）第十三条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

3 特例期間においては、第七条第三項第三号から第八号まで及び第十号並びに第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける職員に対する地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、期末手当及び一般職給与法第二十三条第一項から第五項まで又は第七項の規定により支給される給与の支給並びに勤務一時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第七条第三項第三号中「当該職員の支給減額率」とあるのは「第十三条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）」と、同項第十号イ中「第一項及び前各号」とあるのは「第十三条第一項及び同条第三項において準用する第三号から第八号まで」と、同号ロ及びニ中「第一項並びに第三号から第五号まで及び第八号」とあるのは「第十三条第一項並びに同条第三項において準用する第三号から第五号まで及び第八号」と、同号ハ中「第一項及び第三号から第五号まで」とあるのは「第十三条第一項及び同条第三項において準用する第三号から第五号まで」と、同号ホ中「第八号」とあるのは「第十三条第三項において準用する第八号」と読み替えるものとする。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の特例）

第十四条 特例期間においては、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号。以下「法科大学院派遣法」という。）第七条第二項及び第十三条第二項ただし書の規定の適用については、法科大学院派遣法第七条第二項中「同法第十九条」とあるのは「一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律（平成二十三年法律第▼▼▼号）第七条第四項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、法科大学院派遣法第十三条第二項ただし書中「期末手当」とあるのは「期末手当の額（これらの給与のうち一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律第七条第一項から第三項まで（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

（特別職の職員の給与に関する法律の特例）

第十五条 特例期間においては、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号。以下「特別職給与法」という。）第一条第一号から第四十四号までに掲

げる国家公務員に対する俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に次の各号に掲げる国家公務員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 内閣総理大臣 百分の三十

二 国務大臣、会計検査院長、人事院総裁、内閣法制局長官、内閣官房副長官、副大臣、国家公務員倫理審査会の常勤の会長、公正取引委員会委員長、宮内庁長官及び特命全権大使（国務大臣又は副大臣の受ける俸給月額と同額の俸給月額を受けるものに限る。） 百分の二十

三 検査官（会計検査院長を除く。）、人事官（人事院総裁を除く。）、特別職給与法第一条第七号から第九号までに掲げる者、大臣政務官、国家公務員倫理審査会の常勤の委員、公正取引委員会委員、同条第十四号から第四十一号までに掲げる者、侍従長、東宮大夫、式部官長、特命全権大使（前号に掲げる者を除く。）、特命全権公使及び同条第四十四号に掲げる国家公務員（次号に掲げる者を除く。） 百分の十

四 特別職給与法第一条第四十四号に掲げる国家公務員のうち、特別職給与法別表第三に掲げる一号俸から四号俸までの俸給月額を受けるもの 百分の八

2 特例期間においては、特別職給与法第四条第二項、第七条の二及び第九条の規定の適用については、同項中「第九条」とあるのは「一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律（平成二十三年法律第▼▼▼号）第十五条第二項の規定により読み替えて適用される第九条」と、「三万五千百円」とあるのは「三万六千六百円」と、「六万七千七百円」とあるのは「六万九百円」と、特別職給与法第七条の二中「の適用」とあるのは「及び一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律第七条の規定の適用」と、特別職給与法第九条中「一般職給与法」とあるのは「一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律第七条第五項の規定により読み替えて適用される一般職給与法」とする。

3 前項の場合において、第一項第一号及び第二号に掲げる国家公務員に対する期末手当の支給に当たっては、前項の規定により読み替えて適用される特別職給与法第七条の二の規定によりその例によることとされる第七条第三項第八号の規定の適用については、同号中「百分の九・七七」とあるのは、「第十五条第一項各号に掲げる国家公務員の区分に応じ当該各号に定める割合」とする。

（端数計算）

第十六条 この章の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（政令への委任）

第十七条 第七条から前条までに定めるもののほか、この章の規定の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 補則

(防衛省の職員等の給与に関する措置)

第十八条 政府は、検察官並びに裁判官及びその他の裁判所職員、国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する防衛省の職員（以下この条において「防衛省の職員」という。）その他の同項に規定する特別職の職員（同項第九号の就任について選挙によることを必要とする職員並びに同項第十四号及び第十五号の職員を除く。）の給与に関し、前二章に規定する措置を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、防衛省の職員の給与に関し前章に規定する措置を踏まえた措置を講じようとするときは、自衛隊の東日本大震災の復旧及び復興において果たす役割、自衛官（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「防衛省職員給与法」という。）第六条の規定の適用を受ける者並びに防衛省職員給与法第二十三条の規定の適用を受ける者及びこれに準ずる者として防衛省令で定めるものを除く。）並びに防衛省職員給与法第四条第一項に規定する事務官等（防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける者並びに防衛省職員給与法第二十三条の規定の適用を受ける者及びこれに準ずる者として防衛省令で定めるものを除く。）のうち自衛隊の部隊及び機関に勤務するもの（以下この条において「自衛官等」という。）の職責等に鑑み、自衛官等の給与に関し、特例期間の短縮又は支給の減額に係る率の引下げに係る特別の配慮をするものとする。

(地方公共団体に対する要請等)

第十九条 政府は、地方公共団体に対し、地方公務員の給与に関し、前章に規定する一般職に属する職員の給与に係る措置に準じた措置を講ずるよう要請するとともに、助言その他必要な対応を行うものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二章（第六条を除く。）並びに附則第二条、第三条及び第五条の規定 公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）
- 二 第三章の規定 公布の日の属する月の翌々月の初日（公布の日が月の初日であるときは、公布の日の属する月の翌月の初日）
- 三 第六条及び附則第四条の規定 平成二十四年四月一日

(任期付研究員等に係る最高の号俸を超える俸給月額切替え)

第二条 前条第一号に定める日（以下「一部施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の一部施行日における俸給月額は、当該各号に定める俸給月額及び第二条の規定による改正後の一般職給与法の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

- 一 任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額 第三条の規定による改正後の任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

二 任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額 第四条の規定による改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

(平成二十四年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

第三条 平成二十四年六月に支給する期末手当の額は、一般職給与法第十九条の四第二項(同条第三項、任期付研究員法第七条第二項又は任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで(育児休業法第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項若しくは附則第八項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律第五条第一項又は法科大学院派遣法第十三条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十三年四月一日(同月二日から一部施行日までの間に職員(一般職給与法第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。)以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(平成十七年改正法附則第十一条の規定の適用を受けない職員に限る。)、医療職俸給表(一)若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員若しくは同条第一項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員でその号俸が一号俸から三号俸までであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(平成二十三年四月一日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当(一般職給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。)及び特地勤務手当(一般職給与法第十四条の規定による手当を含む。)の月額(一般職給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額)の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額に、同月から一部施行日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から一部施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
行政職俸給表(一)	一級	一号俸から九十三号俸まで
	二級	一号俸から七十六号俸まで
	三級	一号俸から六十号俸まで
	四級	一号俸から四十四号俸まで
	五級	一号俸から三十六号俸まで
	六級	一号俸から二十八号俸まで
	七級	一号俸から十六号俸まで
	八級	一号俸から四号俸まで
行政職俸給表(二)	一級	一号俸から百二十一号俸まで
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から七十六号俸まで
	四級	一号俸から四十八号俸まで
	五級	一号俸から三十二号俸まで
専門行政職俸給表	一級	一号俸から九十三号俸まで
	二級	一号俸から六十号俸まで
	三級	一号俸から四十四号俸まで
	四級	一号俸から三十二号俸まで
	五級	一号俸から十六号俸まで
	六級	一号俸から四号俸まで
税務職俸給表	一級	一号俸から七十三号俸まで
	二級	一号俸から六十五号俸まで
	三級	一号俸から六十号俸まで
	四級	一号俸から四十四号俸まで
	五級	一号俸から三十六号俸まで
	六級	一号俸から二十八号俸まで
	七級	一号俸から十六号俸まで
	八級	一号俸から四号俸まで
公安職俸給表(一)	一級	一号俸から百四号俸まで
	二級	一号俸から九十六号俸まで
	三級	一号俸から八十四号俸まで
	四級	一号俸から六十八号俸まで
	五級	一号俸から四十四号俸まで
	六級	一号俸から三十六号俸まで
	七級	一号俸から二十八号俸まで
	八級	一号俸から十六号俸まで
	九級	一号俸から四号俸まで
公安職俸給表(二)	一級	一号俸から八十九号俸まで
	二級	一号俸から七十六号俸まで
	三級	一号俸から六十号俸まで
	四級	一号俸から四十四号俸まで
	五級	一号俸から三十六号俸まで
	六級	一号俸から二十八号俸まで
	七級	一号俸から十六号俸まで
	八級	一号俸から四号俸まで

海事職俸給表(一)	一級	一号俸から六十九号俸まで
	二級	一号俸から六十九号俸まで
	三級	一号俸から六十八号俸まで
	四級	一号俸から五十二号俸まで
	五級	一号俸から四十号俸まで
	六級	一号俸から二十四号俸まで
海事職俸給表(二)	一級	一号俸から八十五号俸まで
	二級	一号俸から九十七号俸まで
	三級	一号俸から八十四号俸まで
	四級	一号俸から七十二号俸まで
	五級	一号俸から六十号俸まで
	六級	一号俸から四十四号俸まで
教育職俸給表(一)	一級	一号俸から八十四号俸まで
	二級	一号俸から六十四号俸まで
	三級	一号俸から五十二号俸まで
	四級	一号俸から二十四号俸まで
教育職俸給表(二)	一級	一号俸から九十六号俸まで
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から六十四号俸まで
研究職俸給表	一級	一号俸から百八号俸まで
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から五十二号俸まで
	四級	一号俸から三十六号俸まで
	五級	一号俸から十六号俸まで
医療職俸給表(二)	一級	一号俸から八十五号俸まで
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から六十八号俸まで
	四級	一号俸から五十六号俸まで
	五級	一号俸から四十号俸まで
	六級	一号俸から二十四号俸まで
	七級	一号俸から八号俸まで
医療職俸給表(三)	一級	一号俸から百八号俸まで
	二級	一号俸から九十二号俸まで
	三級	一号俸から六十八号俸まで
	四級	一号俸から五十六号俸まで
	五級	一号俸から四十号俸まで
	六級	一号俸から二十号俸まで
	七級	一号俸から四号俸まで
福祉職俸給表	一級	一号俸から百四号俸まで
	二級	一号俸から八十号俸まで
	三級	一号俸から五十六号俸まで
	四級	一号俸から四十八号俸まで
	五級	一号俸から二十八号俸まで
	六級	一号俸から十六号俸まで
専門スタッフ職俸給表	一級	一号俸から二十八号俸まで
	二級	一号俸及び二号俸

二 平成二十三年六月一日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額並びに同年十二月一日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額

2 平成二十三年四月一日から一部施行日までの間において防衛省職員給与法の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び防衛省職員給与法の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める額」とする。

（平成二十四年四月一日及び平成二十五年四月一日における号俸の調整）

第四条 平成二十四年四月一日において四十二歳に満たない職員（同日において、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級又は三級であるもの（以下この項において「専門スタッフ職二級以上職員」という。）、専門スタッフ職二級以上職員以外の職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表又は任期付研究員法第六条第一項若しくは第二項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員（以下この条において「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成十九年一月一日、平成二十年一月一日及び平成二十一年一月一日の一般職給与法第八条第五項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成二十四年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸（同日において三十六歳に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）であつて、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあつては、二号俸）上位の号俸とする。

2 平成二十五年四月一日において第六条の規定による改正後の平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成二十四年四月一日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成二十五年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸上位の号俸とする。

3 育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額を、当該号俸に応じた額に、育児休業法第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五条第一項ただし書の規定により定めら

れたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 4 前項の規定は、育児休業法第二十二條の規定による勤務をしている職員について準用する。
- 5 育児休業法第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額、当該号俸に応じた額に、育児休業法第二十五條の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五條第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(人事院規則への委任)

第五條 前三條に定めるもののほか、第二章の規定の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

理 由

人事院の国会及び内閣に対する平成二十三年九月三十日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額の改定等を行うとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、一般職の国家公務員及び内閣総理大臣等の人件費を削減するため、一般職の国家公務員及び内閣総理大臣等に対する給与の支給に当たって、平成二十六年三月三十一日までの間減額して支給する措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。